

**【質問項目】** 病院や社会福祉施設等の屋内退避における職員対応について

① 災害対策基本法第4条において、「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」と定められている。前回の回答で「各施設において災害対応時にどのような職員を対応に充てるかについては施設の判断事項と思料する」というのは、不可能なことを各施設に押し付けていることにならないか。

② UPZ 圏内の県立病院において、原子力災害対応時の職員体制は、どうなっているか。

③ PAZ 圏内の国立病院機構茨城東病院において、原子力災害対応時の職員体制はどうなっているか。

**【回答】**

①

万一の原子力災害時においては、病院や社会福祉施設において原子力災害にかかる避難計画を事前に作成する事となっており、県でも策定の支援を行っている状況です。その避難計画の中で、災害対応時にどのような職員を対応に充てるかについて定めており、そちらは施設ごとの判断事項と思料いたします。

②、③

PAZ、UPZ 圏内にある各医療機関における原子力災害時の職員体制は、医療機関ごとに定める原子力災害避難計画の中で明記することとしておりますが、避難計画の提出を求めているため把握しておりません。